「横浜市立市民病院広報業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市医療局病院経営本部入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1 項第4号の規定に基づき、「横浜市立市民病院広報業務委託」の受託候補者をプロポーザ ル方式により特定する場合の手続等については、横浜市医療局病院経営本部委託等に関 するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定 めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(プロポーザル提案資格)

- 第2条 プロポーザルの提案を行う場合、次の提案資格をすべて満たしていること。
- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第 2項の規定により定めた資格を有すること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までのいずれの日 においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受け ていない者であること。
- (3) 令和5・6年度横浜市の一般競争入札参加有資格者名簿(物品・委託等)において「109:印刷物企画デザイン」に登録が認められている者であること。 ただし、参加意向申出書を提出した時点で、当該種目を申し込み中であり、受託候補者の特定の日の前日までに登録が完了する見込みの場合はこの限りではない。
- (4) 平成31年4月以降に紙媒体による広報誌を年2回以上、定期的に編集・発行した実績がある者であること。

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。
 - (1) 事業への理解・知識
- (2) 広報誌表紙デザイン案
- (3) 広報誌特集ページ案
- (4)業務実施体制
- (5) 今後の広報展開への提案
- 2 その他、提案書作成に係る詳細な事項については、「横浜市立市民病院広報業務委託」 受託候補者特定に係る提案書作成要領に定めるものとする。

(評価)

- 第4条 プロポーザルの評価事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業への理解・知識の妥当性

- (2) 広報誌表紙デザイン案の妥当性
- (3) 広報誌特集ページ案の妥当性
- (4)業務実施体制の妥当性
- (5) 今後の広報展開への提案の妥当性
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 このほかプロポーザルの評価にあたっての詳細については、「横浜市立市民病院広報業 務委託受託」候補者特定に係る提案書評価基準に定める。

(プロポーザル評価委員会)

- 第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
- (1)提案書の評価
- (2) 評価の視点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) 提案者に対するヒアリング
- 2 評価委員会の構成は、以下のとおりとする。

委員長 市民病院管理部長

副委員長 市民病院医事課長

委員 市民病院経営戦略課長

委員 市民病院循環器内科担当部長

委員 市民病院副看護部長

委員 市民病院看護部担当課長(患者総合サポートセンター担当課長)

委員 市民病院画像診断部技師長

- 3 委員長に事故等があるとき又は欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を横浜市医療局病院経営本部市民病院第三入札参加資格審査・指名 業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第6条 入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4)特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。